

就労移行支援サービス費及び就労継続支援A型サービス費 該当部分抜粋

障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について

(平成18年10月31日障発第1031001号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)
(一部改正 平成24年3月30日障発0330第5号) (抄)

第一 (略)

第二 障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準別表介護給付費等単位数表(平成18年厚生労働省告示第523号。以下「報酬告示」という。)に関する事項

1 (略)

2 (略)

3 訓練等給付費

(1)～(2) (略)

(3) 就労移行支援サービス費

① 就労移行支援サービス費について

(一) (略)

(二) 就労定着者数が0である場合の所定単位数の算定について

ア 報酬告示第13の1の注5の(4)及び(5)中「就労定着者」については、下記③の(一)及び(二)のとおり取り扱う事とする。

イ 同注5の(4)中「過去3年間」及び(5)中「過去4年間」とは、就労移行支援のあった日の属する年度の直近の過去3年度又は4年度を言う。

ウ 平成24年10月1日以降からの施行であること。

② (略)

③ 就労移行支援体制加算の取扱い

(一) 報酬告示第13

(二) 注中「6月を超える期間継続して就労している者」とは、就労移行支援を受けた後、就労した企業等に連続して6月以上雇用されている者であること。

(三)～(四) (略)

④～⑯ (略)

(4) 就労継続支援A型サービス費

① 就労継続支援A型サービス費について

(一) (略)

(二) 短時間利用者が一定割合以上である場合の所定単位数の算定について

ア 報酬告示第14の1の就労継続支援A型サービス費の注4の(3)及び(4)の短時間利用者数が一定割合である場合の減算の取扱いについては、「現員数(雇用契約を締結している利用者で一週間のうち1日でも利用のあった者の合計数を言う。)」のうち「短時間利用者(週20時間未満の利用者を言う。)」の占める割合が、100分の50以上100分の80未満である場合又は100分の80以上である場合に減算を行うものとする。

イ アの割合は直近の過去3月間において、1週間ごとの割合を求め、当該期間の週平均の割合をもって算定する。ただし、算定対象となる3月間の最初の週と最終の週が、算定対象外の月をまたぐ場合は、当該週を除いて計算するものとする。

ウ 平成24年10月1日以降からの施行であること。

(以下略)